

2019年 9月 4日

株式会社 ぜん
代表取締役 尾崎成彦様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：小川
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

ご連絡（「申入れ」活動終了通知）

当団体は、消費者からの情報提供を契機として、貴社が運営する「ピラティススタイル」、「b a s iピラティス」、「ヨガプラス」、「ビクラムヨガ」の会員規約について調査したところ、消費者契約法に違反すると思われる契約条項があったことから、貴社に対して、下記(経緯)のとおり、2016年8月23日付で「お問い合わせ」を行いました。その後も、当団体は、貴社に対し、契約条項の見直しを求めるために「申入れ」等を行ってききましたが、最終的に、貴社は、2019年4月25日付の回答書において、当団体が問題としている契約条項を見直すこと、及び同年5月末頃を目処に、貴社のホームページを改訂するとの回答をされました。今般、当団体は、貴社が契約条項の見直しをされたことを貴社のホームページにて確認致しました。貴社の賢明なご判断に敬意を表します。

つきましては、上記のとおり、貴社が一定の改善を行ったことに鑑み、当団体は差止請求を現時点では見合わせることにし、貴社に対する「申入れ」等の活動を一旦終了することにしましたので、この旨本書をもって通知致します。

なお、本申入れ活動の終了をもって貴社が使用する契約条項を当団体が承認したものではないこと、今後も消費者契約法等に違反すると思われる条項があると判断した場合は差止請求を再開することにご留意ください。

記(経緯)

2016年 8月23日付で貴社に対し「お問い合わせ」を送付
2016年 9月12日付で貴社より回答を受領
2016年11月25日付で貴社に対し「申入れ兼要請書」を送付
2016年12月16日付で貴社より回答を受領
2017年 1月24日付で貴社に対し「ご連絡」を送付
2017年 2月 7日付で貴社より回答を受領
2017年 3月24日付で貴社に対し「ご連絡」を送付
2017年 4月 5日付で貴社より回答を受領
2017年 6月 9日付で貴社に対し「ご連絡」を送付
2017年 6月12日付で貴社より回答を受領
2017年 9月27日付で貴社に対し「再申入れ」を送付
2017年10月 2日付で貴社より回答を受領
2017年11月27日付で貴社に対し「ご通知」を送付
2017年11月30日付で貴社より「誓約書」を受領
2018年 2月27日付で貴社に対し「お問い合わせ」を送付
2018年 5月28日付で貴社より回答を受領
2018年 8月28日付で貴社に対し「再々申入れ」を送付
2018年 9月21日付で貴社より回答を受領
2019年 3月29日付で貴社に対し「申入れ(その3)」を送付
2019年 4月25日付で貴社より回答を受領

以上